

# 光市コミュニティ推進基本方針(素案)

光 市

## 【目 次】

### I はじめに 地域の未来を共有する大切さ

- ◆ 地域の未来を共有しよう

### II 策定の背景

- 1 国・市の動向
  - (1) 国の動向
  - (2) 市の動向

### III 基本方針の概要

- 1 基本方針策定の趣旨
- 2 策定の目的
- 3 上位計画及び関連計画

### IV 基本方針

- 1 地域の未来に向けた方向性
  - (1) 地域コミュニティとは
  - (2) 地域コミュニティの範域
  - (3) 地域コミュニティの目指す姿
  - (4) これからの地域づくりの姿「モデルパターン」
- 2 地域コミュニティ推進のために
  - ポイント1 地域と行政がともに歩む
  - ポイント2 地域がつながる
  - ポイント3 行政が変わる
- 3 『地域自治』実現に向けた展開

### V 資料

- 1 光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会
- 2 協働のまち地域づくり推進委員会

## I はじめに 地域の未来を共有する大切さ

### ◆ 地域の未来を共有しよう

地域づくりを進める上で必要なこと、それは地域に暮らす人たちが自分たちの地域の未来をしっかりと描くことです。

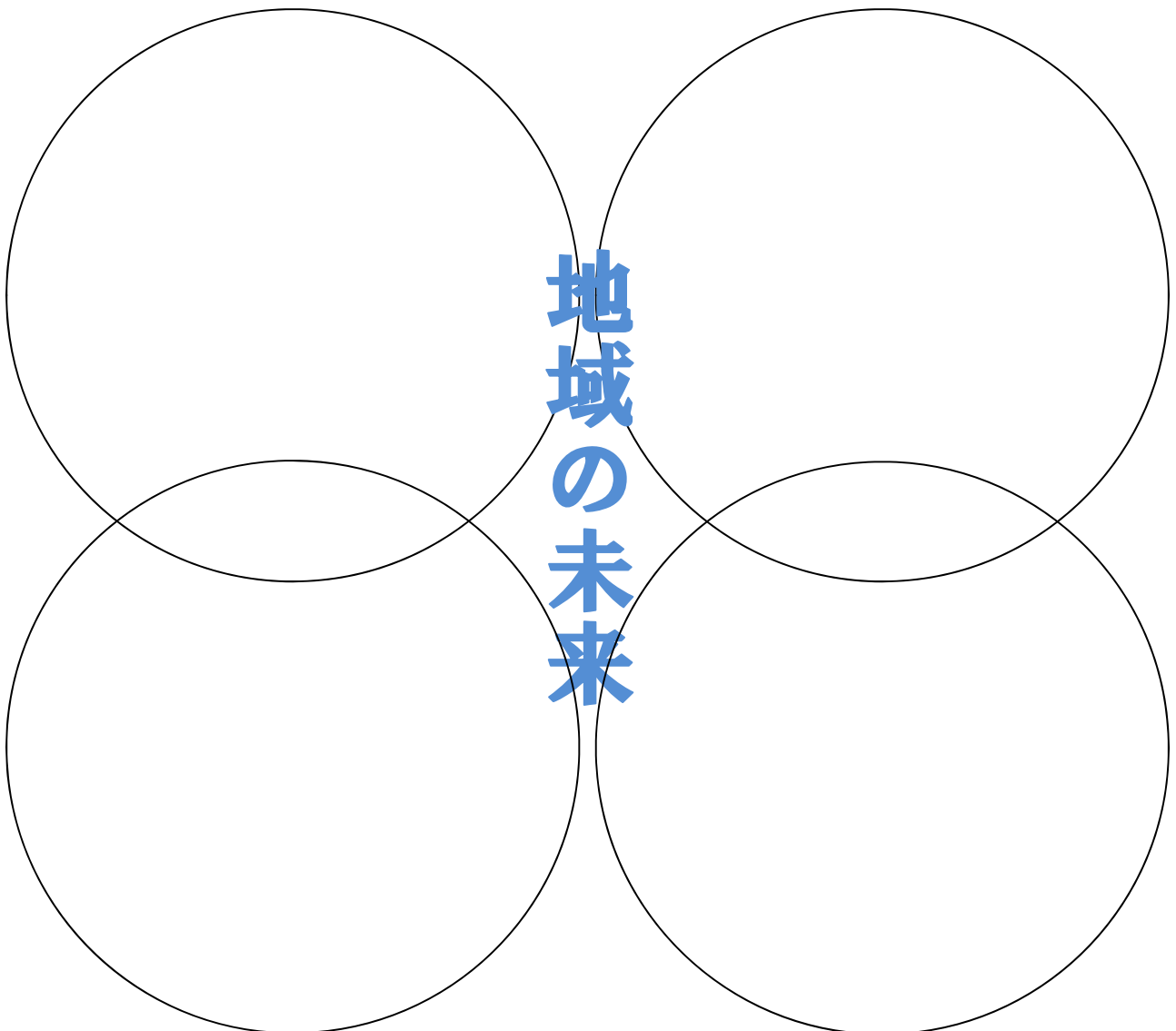
多様な生活スタイルや家庭の形態などが混在する地域の中で、それぞれの想いが地域で共有できているでしょうか。

今、私たちに必要なことは、地域の現状や理想とする未来を共有し、つながることではないでしょうか。

そのためのキーワードは、「対話」と「つながり」です。

何も大げさなことをするのではなく、一つひとつの小さなつながりが各地域で繰り返され、さらにつながり、ふりかえれば地域がつながっている。

地域の皆さん、「対話」をとおしてゆっくりと「つながって」いきませんか。



## Ⅱ 策定の背景

### 1 国・市の動向

#### (1) 国の動向

##### ～公共の歴史と「新しい公共」～

日本は古くから、結・講・座など、さまざまな形で「支え合いと活気のある社会」を作る知恵等があり、「公共」は「官」だけが担うものではありませんでした。

明治以降の近代国家の形成過程で、中央政府による決定権や財源などの資源が集中し、「公共」＝「官」という意識が強まってきました。

本来の公共の心意気を失い、一人ひとりが自分や身近なことを中心に考え、社会に対する役割を果たすという気概が希薄になっていきました。

21世紀の日本はすべての人に**居場所**と**出番**があって、協働することで**絆**を作り直すことが大切となります。そのためには、それぞれが**当事者意識**を持って行動していく必要があります。

転機となったのが…  
1995（平成6）年の阪神・淡路大震災  
↓  
市民が立ち上がり居場所と出番を求めて活動  
※ボランティア元年と言われています。  
※1998（平成10）年にNPO法を整備し、社会全体で市民活動を推進することとしました。

##### ～共助社会づくりの推進へ～

内閣府は平成25年「共助社会づくり懇話会」において、すべての人材がそれぞれの持ち場で、持てる限りの能力を活かすことができる「**全員参加**」が重要であり、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある社会にしていくことが必要であるとしています。

また、こうした活力と共助の精神にあふれた社会の担い手として、これまでの地域社会において重要な役割を担っていた自治会、商店会等のみならず、NPO法人や公益法人、企業等多様な担い手の**更なる参加**が期待されています。

## (2) 市の動向

### ①地区公民館方式による地域コミュニティ活動の拠点

- ・本市における公民館運営は、地区公民館方式により地域コミュニティ活動の拠点として運営しています。
- ・一定規模の館については、非常勤の館長や常勤の専任主事（市職員）を配置し地域住民が主体的に参加する体制となっていました。
- ・地域住民による自主的・主体的な地域運営を推進し、「地域の課題は地域で解決する」といった地域自治をさらに進めることを目的として、公民館の地域自主運営方式を推進することとしました。

### ②公民館を「地域自主運営方式」へ移行

- ・平成 20 年 4 月に市内 4 地区の公民館を自主運営に移行し、以後、随時各地区で公民館の自主運営を進め、平成 22 年 4 月には、すべての公民館が館長・主事等の地域選出による地域での自主運営となりました。
- ・公民館を中心とした地域づくりが進み、地区運営組織（コミュニティ協議会等）や連合自治会、さらには、自主防災組織が立ち上がるなど、独自の組織作りや地域活動が展開される地域もあります。
- ・自主運営を起点として期待された地域づくりの推進がある一方で、以前から課題となっている役員の担い手不足や全体的な地域活動の衰退傾向は依然として続くとともに、地域選出主事の負担増など新たな課題等も生じています。

### ③地域自主運営方式の総括

- ・これからの地域づくりを進める上で、地域の課題は地域で解決する「地域自治の推進」は重要な役割を担っており、そのための手法として、本市が平成19年度より取組んできた公民館地域自主運営は、地域住民の自主的・主体的な地域運営の初期の目的を果たしたと考えています。
- ・地域住民を巻き込んだ「大きな地域の変化」が生じる際に、各地域の状況把握やより丁寧な説明、さらには、組織づくりや行政の関わりなどの仕組みづくりなど、行政としての協働の取組みには課題も残っています。
- ・こうしたことから、今回の総括を踏まえながら、地域と行政がともに地域づくりの協働のパートナーとして歩むための、本市におけるこれからの地域づくりの羅針盤にあたる「コミュニティ推進基本方針」を策定することとしました。

#### 【地域コミュニティの歴史】

##### ①地区公民館方式による地域コミュニティ活動の拠点

- ・一定規模の公民館については、専任主事（市職員）を配置
- ・地域住民が主体的に参加する体制



##### ②公民館を「地域自主運営方式」へ移行

- ・館長・主事等の地域選出による自主運営
  - ・地区運営組織や自主防災組織など独自の組織作りや地域活動の展開
- 課題：役員の担い手不足や全体的な地域活動の衰退傾向など  
新たな課題：地域選出主事の負担増など



##### ③地域自主運営方式の総括

- ・公民館の地域自主運営方式は、地域自治の推進に大きな役割を果たした
- ・地域の変化に対し行政の取組みが追い付いていない



##### コミュニティ推進基本方針策定

- ・地域と行政がともに地域づくりの協働のパートナーとして歩む

### Ⅲ 基本方針の概要

#### 1 策定の趣旨

##### ◇地域社会を取り巻く環境の変化

少子高齢化や核家族化、さらには、地域における人間関係の希薄化など急激に社会の情勢が変化しています。私たちが暮らす地域の課題やニーズは多様化・複雑化しており、子どもからお年寄りまで、すべての市民が健康で安心して暮らし、心から幸せや満足を実感できる地域社会について、これまでの行政を中心にした公共サービスだけで進めていくことは難しくなっています。

##### ◇地域での取組み

各地域では、公民館の自主運営による公民館を中心とした地域づくりが進められ、地区運営組織（コミュニティ協議会等）や連合自治会、自主防災組織が立ち上がるなど、独自の組織づくりやこれまで以上に活発な地域活動が現れてきました。

こうした自主運営を基に、新たな公共の担い手として地域コミュニティへの期待が高まってきましたが、上記のような環境の変化は、地域に直接的な影響を与えており、担い手の「固定化」「高齢化」「減少化」や住民の地域への無関心など、全体的な地域活動の衰退傾向が依然として続いています。

#### 2 策定の目的

こうした課題に対応していくためには、市民が主体となって最も身近な地域社会の現状や課題を共有し、地域の特性や課題に応じた地域コミュニティを推進することが大切です。一方、行政も協働のパートナーとして、地域づくりについて地域との対話を深め、地域コミュニティに対し、一定の「人、モノ、金、情報」等を提供するなど、地域と行政がつながっていくことが求められています。

本市における地域コミュニティの基本的な考え方や目指すべき姿、さらには、行政としての地域づくりの姿勢等を明らかにした「**コミュニティ推進基本方針**」を策定し、市民・地域・行政等が一体となった「**地域自治推進**」に向けた取組み等を進めていきます。

### 3 上位計画及び関連計画

基本方針は、「光市総合計画」を上位計画として、「市民活動推進のための基本方針」における協働の考え方を踏まえながら策定するものです。

#### 「光市総合計画」

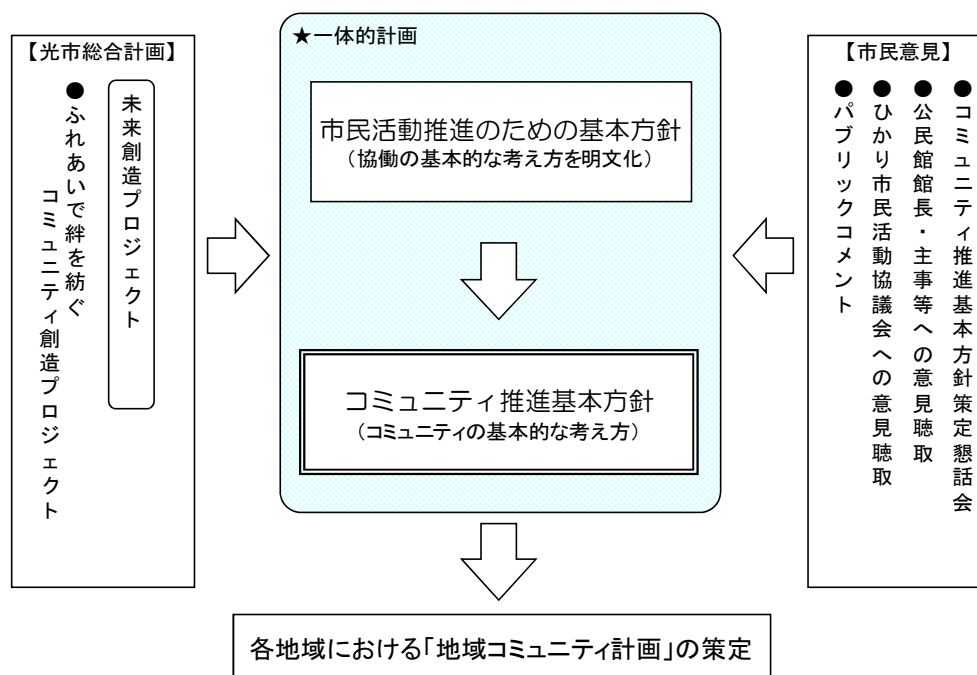
本市総合計画後期基本計画において、特に優先して取り組む政策を「7つの未来創造プロジェクト」として位置付け、その1つとして「ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造プロジェクト」を掲げています。

本基本方針は、「ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造プロジェクト」を推進するため、地域コミュニティの組織や拠点づくり、さらには、地域と行政の関係などの基本的方向や目標を総合的に示すものです。

#### 「市民活動推進のための基本方針」

市民活動推進のための基本方針では、「市民活動」をコミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動とし、こうした多様な主体と行政等との協働の考え方を示しています。

本基本方針策定にあたっては、市民活動推進のための基本方針における「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」を進めるための協働の基本的な考え方を踏まえ策定を進めています。





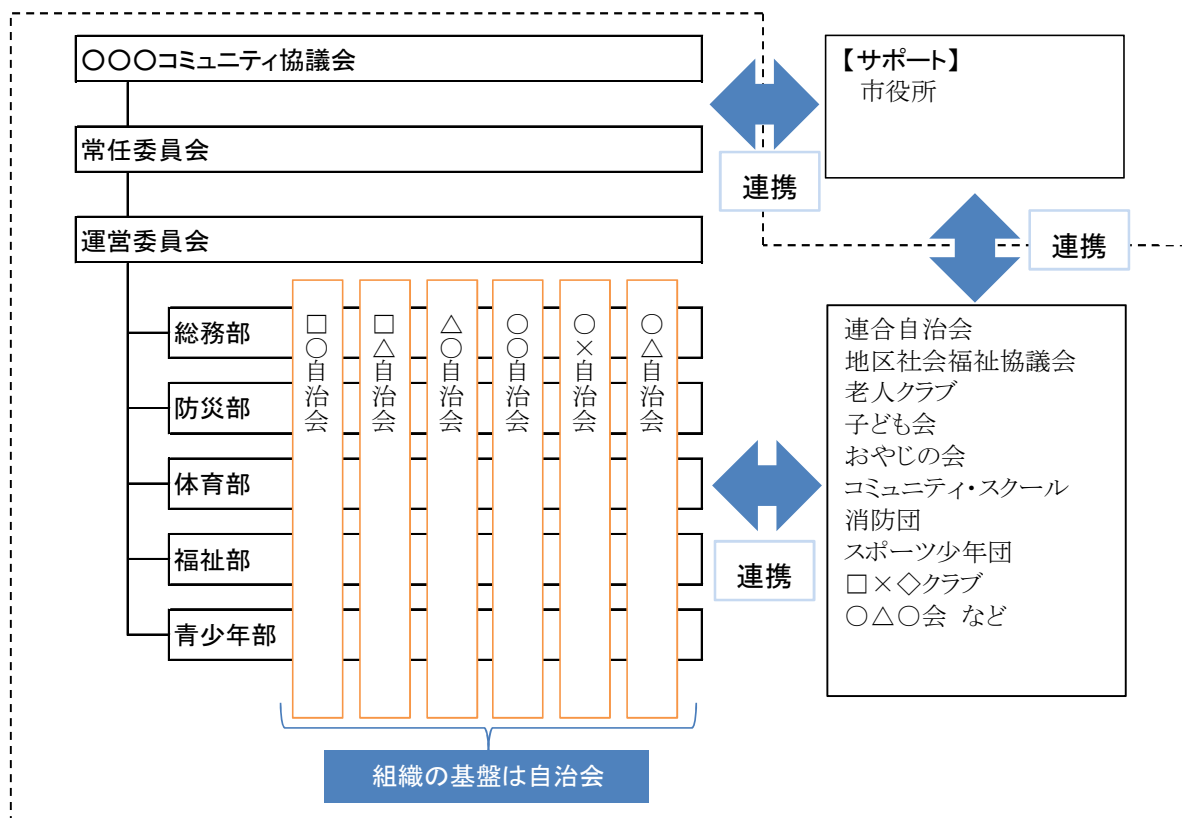
## IV 基本方針

### 1 地域の未来に向けた方向性

#### (1) 地域コミュニティとは

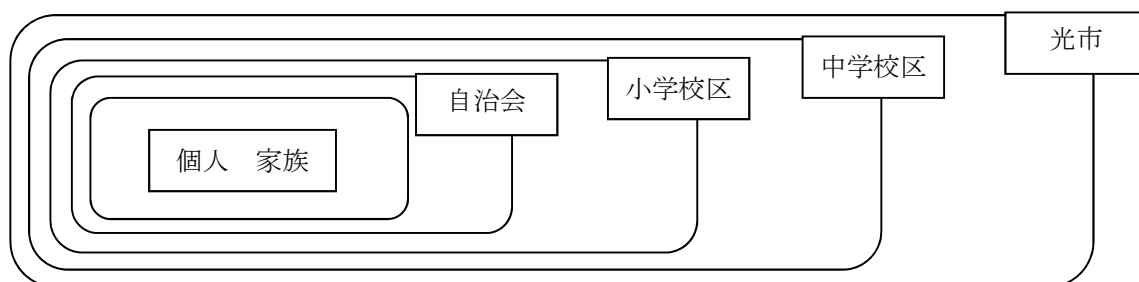
- ・一定の地域を拠点として行われる地域住民の集合体。
- ・代表的なものが、各地域の自治会で、地域コミュニティの基盤となっている。
- ・自治会を中心に、社会福祉協議会や老人クラブ、子ども会、婦人会、PTAなどの各種団体が連携して、地域コミュニティ組織をつくり活動している地域もある。
- ・地域コミュニティ組織は、子どもの見守りや高齢者への支援、さらには災害時の避難など多様化する地域課題について、主体的に取り組む、自分たちの地域をよりよいものにする重要な基盤となる。

【地域コミュニティ組織（例）】



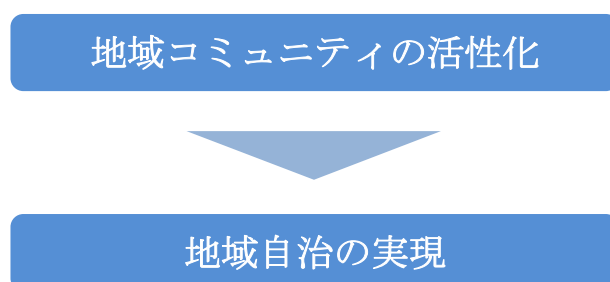
## (2) 地域コミュニティの範囲

- ・地域コミュニティは、普段の生活の中で繰り返される共同体意識のある住民の集合体であり、その範囲は、主に下図のような広がりがある。



## (3) 地域コミュニティの目指す姿

住民自らが「地域コミュニティ」に参加し、みんなで話し合いや協力しながら、地域の問題の解決や地域の将来を共有するなど、自分たちの地域は自分たちで作っていく「地域自治」の実現を目指す。



## (4) これからの地域づくりの姿 『モデルパターン』

【どのようにして地域づくりを進めていくか、モデルパターンを示す】

## 2 地域コミュニティ推進のために

### ポイント① 地域と行政がともに歩む

#### (1) とともに考えます

- ・地域と行政は、地域づくりのパートナーとして、連携・協働し、役割分担しながら地域の課題解決に向けてともに取組みを進めていく必要がある。

#### ①対話の深化・協議の場づくり

- ・多様な人たちが対話・協議の場に参加することで、地域の課題やニーズを共有・発見。
- ・地域も行政も対話の機会を増やし、信頼関係の構築と想いを共有。

#### ②地域担当職員制度

- ・地域と行政をつなぐ窓口による、地域にわかりやすい行政システム。
- ・行政の地域課題への対応力を強化するため、各地域と向き合う地域担当職員制度について検討。

#### ③地域コミュニティ計画

- ・自分たちの地域の理想を描き実現していくための行動の指針となる地域コミュニティ計画の策定  
※現状の取組みの改善や新たな取組みなど、効果的に活動を進めていくことが期待できる。

#### ④地域づくりの専門家の活用

- ・地域の対話・協議や地域コミュニティ計画等を策定する上で、地域づくりの経験が豊富な専門家等の派遣を検討

#### (2) とともに行動します

- ・地域と行政がともに地域づくりを進めていくための方法について検討。  
※現行の行政施策とのマッチング、協働事業等

## ポイント② 地域でつながる

### (1) 人と人がつながり出会う場

- ・本市では、各地域の普段のつながりや輪番制等によって役員等の人材を確保することが多く、人材の育成や発掘に主眼を置いた取組みが多くない。
- ・すべての地域住民が参加し、自分たちの住む地域を自分たちで築いていくためには、新たな人材の発掘や育成が求められている。

#### ①新たな人材の発掘

- ・今ある地域コミュニティ組織の人的ネットワークの強化。
- ・SNS等の活用など新たな人材の発掘。

#### ②集う場（語り場）のしかけ・キャッチ

- ・地縁型とテーマ型のコミュニティが一同に「集う場」。
- ・地域で活動しているサークルやグループの情報を入手するなど両者がつながる取組み。

#### ③ニーズや想いを汲み取る場

- ・集う場（語り場）の中に地域づくりの学習の要素を少し加え、参加者のニーズや想いの汲み取り、地域づくりに携わるきっかけの場へと発展。

### (2) 人が育つ場

- ・地域自治力を向上するためには、「マンパワー」が必要不可欠。
- ・各自治会や組織等をコーディネートできる「キーマン」となる人材の存在が必要。

#### ①人材育成（地域コミュニティ組織役員や自治会長の研修等）

- ・主体的に行動できる人材や組織をマネジメントできる人材を、学びや経験の場で育成。

### (3) すべての人が参加できる組織

- ・ひとつの団体だけでは解決できないことも、多様な団体等が出会い、つながることで、解決できる地域の課題はたくさんある。
- ・地域コミュニティ組織が核となる拠点を持ち、すべての地域住民に開かれ参加できる民主的で持続可能な組織が必要である。

#### ①地域コミュニティ組織の充実

- ・自治会のみならず、老人クラブや子ども会など地域の諸団体、地域と連携した学校づくりを進めるコミュニティ・スクール等の新たな組織など多くの住民が参加できる組織。

## ②拠点施設の充実

- ・公民館を生涯学習の拠点だけでなく、地域コミュニティを推進していく上での拠点（コミュニティセンター）として活用。

## ③地域財源の再構築及び確保

- ・これまで市の各部課等が事業ごとに関係する地域団体に交付していた補助金等について、地域コミュニティへの財源一括交付や権限の移譲等を検討。
- ・「地域づくり推進事業交付金」の再構築と協働事業の手法について検討。

## ポイント③ 行政が変わる

### （１）協働推進のための組織・体制の充実

- ・地域の協働パートナーとして、地域課題の発見や解決について、地域自治の視点から、庁内での横断的な組織体制や仕組みへと見直していく必要がある。

#### ①地域担当職員制度（再掲）

- ・地域と行政をつなぐ窓口による、地域にわかりやすい行政システム。
- ・行政の地域課題への対応力を強化するため、各地域と向き合う地域担当職員制度について検討する。

#### ②協働の推進体制

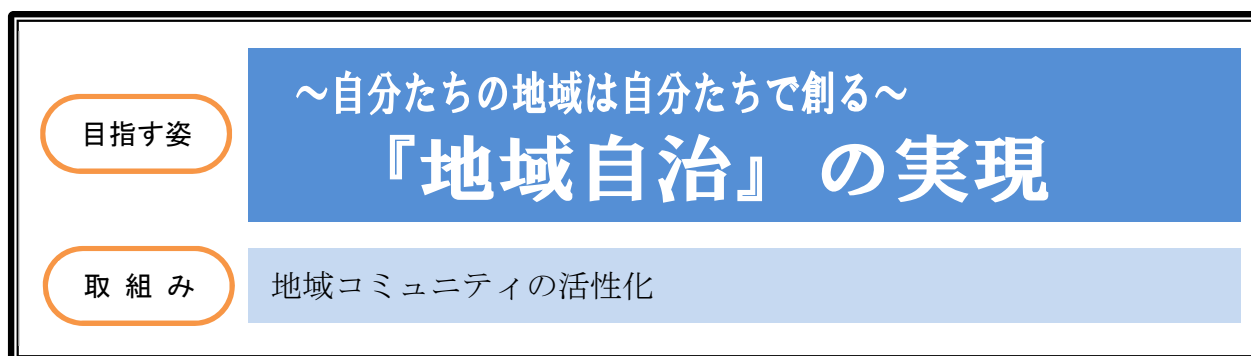
- ・地域と行政を繋ぐ要である地域担当職員を中心に、各部署に協働の窓口となる職員の配置など、全庁的な推進体制の構築について検討。

#### ③市民公務員の育成

- ・若手職員の地域づくりへの積極的な参加や、一市民としての職員が地域活動へ一歩踏み出すための仕組みなど、市民との協働による地域づくりを進める市民公務員の育成。

### 3 『地域自治』実現に向けた展開

自分たちの地域は自分たちで創る「地域自治」の実現をめざすため、地域コミュニティ活性化に向けた3つのポイントに基づき、地域と行政の協働による取組みを展開していきます。



#### ~地域コミュニティの活性化に向けた展開~

